

## 工事費負担金契約書

(以下「甲」という。)と東北電力株式会社(以下「乙」という。)とは、甲の太陽光発電設備の連系にともなう乙の連系工事の施工に関し、次のとおり契約する。

第1条 甲の系統連系申込内容は次のとおりとする。

発電場所

連系地点

連系電圧

受給電力(最大)

第2条 乙は第1条の甲の系統連系申込みに対し、平成 年 月 日を目途に次の連系工事を行なうものとする。

(1) 関係工事

(2) 関係工事

(3) 関係工事

第3条 甲は乙に対し、第2条の施設工事費全額を支払うものとし、下記概算金額を平成 年 月 日までに支払うものとする。

甲の工事費負担金概算額 円也

(うち消費税等相当額 円)

第4条 第3条の工事費負担金の消費税等相当額は税率 %で算定しているため、今後、消費税等相当額の税率が改正された場合は、工事終了後の実費精算とあわせて差額精算するものとする。

第5条 工事終了前であっても、物価または人件費等の著しい変動により当初算定の工事費概算額に相当の変動が予想される場合は、甲乙協議して契約内容を変更することができるものとする。

第6条 この契約により施設した電気設備は、甲の負担に係わらずすべて乙の所有とし、将来の管理補修費はすべて乙の負担とする。

第7条 甲が第1条の系統連系申込内容の取消しまたは変更をしたため、乙に損害が生じた場合は、甲はその実額を乙に弁償するものとする。

第8条 第2条の系統連系工事の施工にあたり、関係官庁の許認可、用地確保等特別の事情により乙の工事内容または工事竣工期日を変更せざるを得ない場合は、甲乙協議して契約内容を変更することができるものとする。

第9条 この契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し決定するものとする。

以上、本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙おのその1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲)

(乙) 東北電力株式会社

営業所

所長